

---

---

監 査 委 員 公 表

---

---

那監公表 第 2 号  
平成 29 年 6 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

平成 28 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 28 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

## 平成28年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について

### 総務部

#### 総務課

#### 旅行命令前の航空賃の私的な支払及び精算の遅延について（注意事項）

出張に伴う普通旅費について、職員が旅行命令前に、自己のクレジットカードにより出張者2人分の航空賃（136,000円）を私的に支払った。そのため、支払いの確認に時間を要し概算払いの精算が用務終了後30日を経過した。

当該事案は、秘書広報課が航空券の手配を担当し、総務課が旅行命令、支出負担行為等の事務を担当したが、職員の認識不足と相互の事務連絡が十分でなかったため、今回の事態が発生した。

那覇市職員等の旅費支給条例第4条第4項は、旅行命令権者は、旅行命令を発し、旅行命令簿に旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示して行わなければならない旨、規定している。また、那覇市会計規則第62条第1項は、概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨、規定している。

事務の執行に当たっては、内部統制及び事故等の防止の観点から職員の私的な支払いを避けるとともに、職員等の旅費支給条例及び会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

#### 注意事項に関する措置

当該注意事項については、関係課との事務連絡不足により、すでに旅行命令がなされたものと誤認し、航空券の手配を行ってしまったものです。今後はこのような事態が生じないように、事務連絡を密に行うとともに、那覇市会計規則を遵守し、適切な事務の執行を行ってまいります。

#### 秘書広報課

#### 「声の広報」事業委託契約について（注意事項）

「声の広報」事業は、毎月1回発行される広報「なは市民の友」等を受託者において、音訳してカセットテープに録音し秘書広報課が作成した個人名及び住所が記載された希望者リストにより送付している。

那覇市個人情報保護条例第29条第1項は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない旨規定し、同条例施行規則第17条は、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他7項目の条件を付するものと規定しているが、当該委託契約にはその条件が付されていない。

個人情報を取り扱う契約の締結に当たっては、関係条例等を遵守し適正な個人情報保護を図られたい。

#### 注意事項に関する措置

平成 28 年度「声の広報」事業委託契約において、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条の個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付する「個人情報の取扱いを定める特約」を追記した変更契約を締結しました。今後は関係条例等を遵守し適切な個人情報保護に努めます。

### 管財課

#### 出席者費用弁償の指定金融機関等への払込みの遅延について（注意事項）

平成 27 年 6 月 26 日、担当職員が関係団体総会に出席した際、当該団体の規程に基づき日当（10,000 円）を支給されたが、資料とともに同封された当該日当に気づかず、平成 28 年 2 月 24 日付けで指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、規定している。

現金の取扱いに当たっては、事故等の防止の観点から会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

#### 注意事項に関する措置

今回、ご指摘のありました出席者費用弁償の処理につきましては、配布資料及び出席後報告時の確認不足により生じたものであります。今後は、事務処理に遅れや遺漏が生じないように十分な資料確認を行うとともに、会計規則を順守した適正な事務処理に努めてまいります。

### 企画財務部

### 市民税課

#### 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

軽自動車税納税通知書の料金後納郵便及びゆうパック料金の支払いのため受領した前渡金について、約 10 か月後に精算を行っている。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払いが終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

#### 注意事項に関する措置

組織統合により引き継いだ郵送事務の精算事務遅れについて、課内で今後の対策を協議した結果、平素の点検事項として課内決裁ラインで照合を徹底していくこととしました。また、精算は原則当日中に行うこととし、会計規則を遵守するよう徹底します。

### 資産税課

#### 前回監査（平成 26 年度）指摘事項等の措置状況について（注意事項）

平成 28 年度地籍調査データ整備業務委託契約は、平成 28 年 10 月 26 日付け締結し、約 1 か月遅延の後、同年 11 月 30 日付け支出負担行為を行っている。当該業務については、平成 26 年度においても同様の事務処理があったため、平成 26 年度後期定期監査において注意事項として指摘されている（平成 27 年度は、適切な事務処理を行っていた。）。

那覇市予算決算規則第 23 条別表第 1 は「支出負担行為として整理する時期」は「契約締結のとき又は請求のあったとき」と規定している。

事務事業の執行に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を図られたい。

#### 注意事項に関する措置

前回監査（平成 26 年度）の指摘事項（注意事項）を受け、支出事務の執行に当たっては那覇市予算決算規則等関係規則等を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りましたが、その方法が不十分であったため、平成 28 年度においても、業務担当者と予算担当者との連絡不足により支出負担行為が遅れるという同様の事例が発生しました。

今後このような事態が生じないように、業務担当者が、契約締結時にすみやかに支出負担行為まで行うこととして事務処理方法を見直し、予算執行進捗管理表（チェックシート）によるチェックをすることとし、その旨課内で周知徹底を図りました。

### 建設管理部

#### 市営住宅課

#### 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託及び市営住宅駐車場管理事務委託について（注意事項）

那覇市営住宅使用料等徴収業務（指定管理者が行う徴収業務を除く。）は、2 人と委託契約を締結し、市営住宅駐車場管理事務は、駐車場（区画貸し）が設置されている 11 市営住宅自治会長と委託契約を締結している。

個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付するものとされているが、当該 2 件の契約にはその条件が付されていない。

また、上記住宅使用料等徴収業務委託の契約書において「委託手数料は、那覇市営住宅使用料等徴収業務委託要綱第 11 条にもとづき算出した額を支払う。」としている。那覇市契約規則第 26 条第 2 号は、契約書に記載すべき事項として契約金額を規定しているが、当該契約書には、契約金額の記載がない。

契約締結に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を行われたい。

#### 注意事項に関する措置

平成 29 年度の市営住宅使用料等徴収業務委託及び市営住宅駐車場管理事務委託の契約においては、個人情報保護条例施行規則に基づき、それぞれ個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付し委託契約を締結い

たしました。

また、市営住宅使用料等徴収業務委託の委託金額は、徴収実績に応じた支払であることから、委託金額の算定方法は第6条第2項の別表として委託契約を締結しました。